

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月9日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2022年12月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

委託会社の概況(2023年4月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

< 更新後 >

ノムラ・印度・フォーカス	<p>インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
ノムラ・アセアン・フォーカス	<p>アセアン（東南アジア諸国連合）[*]加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>[*] 東南アジア地域の10カ国からなる地域協力機構です。加盟10カ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。(2023年4月末現在)</p>

ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。 オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行いません。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

<ノムラ・インド・フォーカス>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<ノムラ・アセアン・フォーカス> <ノムラ・豪州・フォーカス> <ノムラ・インドネシア・フォーカス>

<ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス> <マネープール・ファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

各マザーファンドの主要投資対象

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村インド株マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<野村アセアン株マザーファンド> <野村豪州株マザーファンド> <野村インドネシア株マザーファンド>

<野村タイ株マザーファンド> <野村フィリピン株マザーファンド> <野村マネー マザーファンド>
デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

<ノムラ・印度・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および

新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・アセアン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの、及び」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・豪州・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」

といえます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・タイ・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

す。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・フィリピン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条

第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから

利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定

めるものに限る)

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。ま

た、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式(DR(預託証券) を含みます。)、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証券、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託(以下「ETF」といいます。) のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド) に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(ETFを除きます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(野村アセアン株マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行いません。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行いません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村豪州株マザーファンド）
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村インドネシア株マザーファンド）
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村タイ株マザーファンド）
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村フィリピン株マザーファンド）
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村マネー マザーファンド）
運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

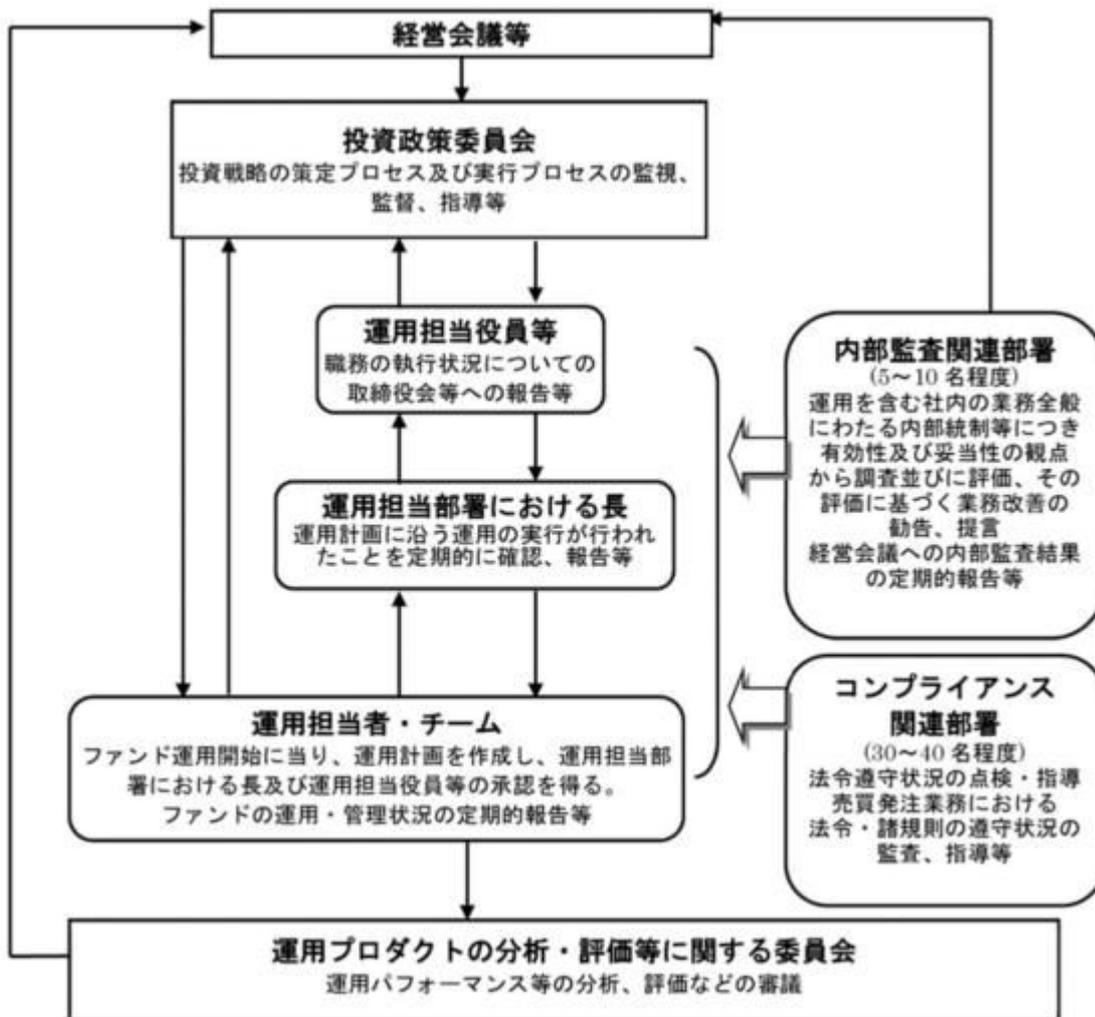
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

<マネープール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産は

その相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することとなります。

各ファンド（マネープール・ファンドを除く）に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」の実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、上記4ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

これらの記載は、2023年4月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

< 更新後 >

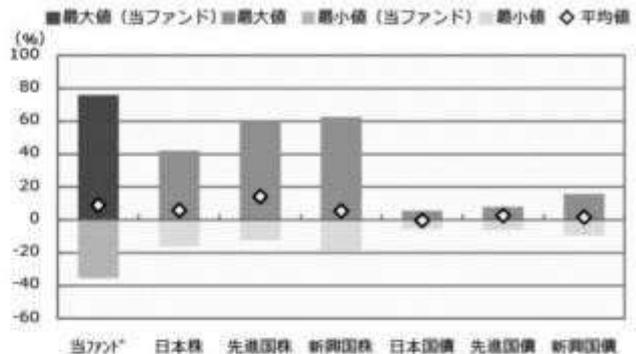
■ リスクの定量的比較 (2018年5月末～2023年4月末：月次)

■ ノムラ・インド・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 35.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	9.0	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

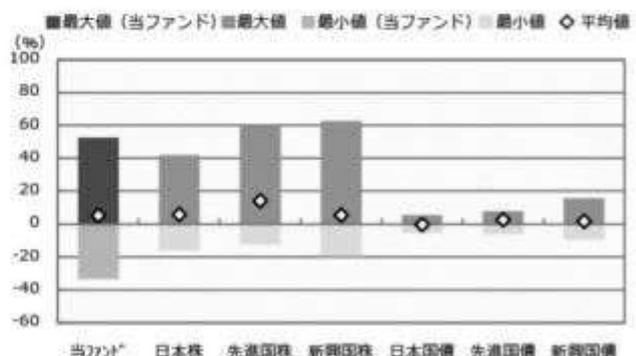
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ ノムラ・アセアン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	52.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 33.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	5.2	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

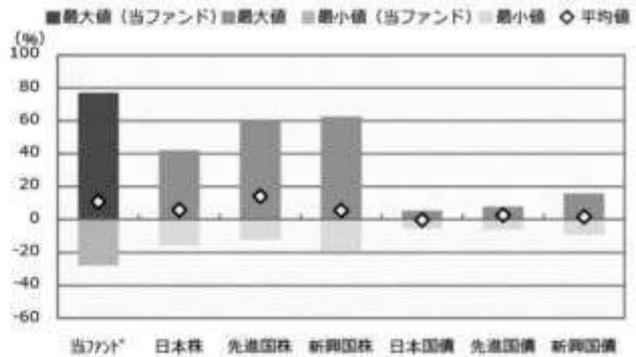
ノムラ・豪州・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年5月 2019年4月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	77.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 28.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	10.8	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

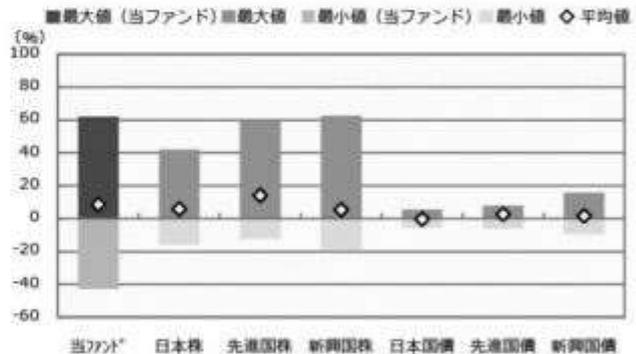
ノムラ・インドネシア・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年5月 2019年4月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	62.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 42.7	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	8.5	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

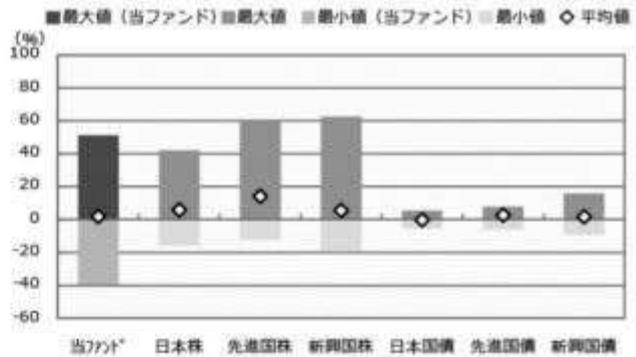
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・タイ・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	51.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 39.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	1.9	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

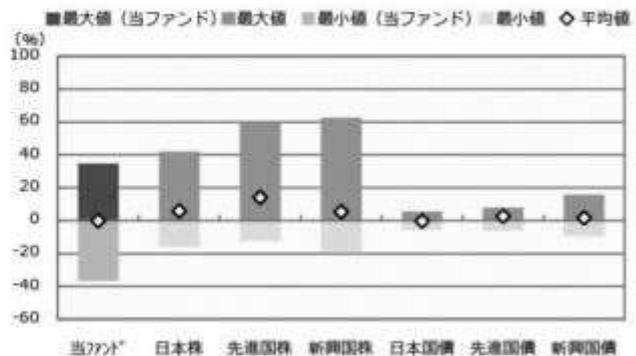
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・フィリピン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	34.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 36.7	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 0.0	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

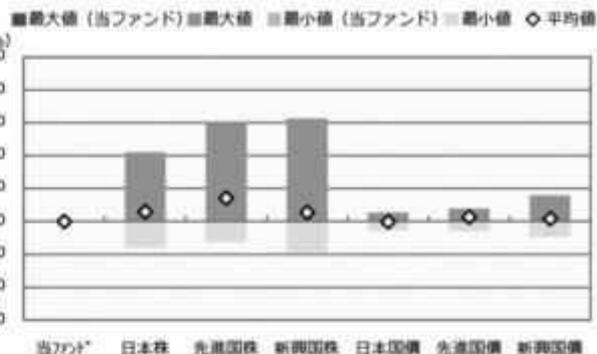
マネーボール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年5月 2019年4月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 0.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 0.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 0.0	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤り、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を兼ねてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての標榜、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新後>

<ノムラ・印度・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.925%（税抜年1.75%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.90%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.38%の率を乗じて得た額とします。

< ノムラ・アセアン・フォーカス > < ノムラ・インドネシア・フォーカス > < ノムラ・タイ・フォーカス >
< ノムラ・フィリピン・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.815%（税抜年1.65%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.80%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

< ノムラ・豪州・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.705%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.75%	年0.75%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.32%の率を乗じて得た額とします。

< マネープール・ファンド >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報

酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	年0.165% (税抜年0.15%) 以内	年0.33% (税抜年0.30%)	年0.605% (税抜年0.55%)
委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2023年6月9日現在の信託報酬率は年0.00121%（税抜年0.0011%）となっております。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(5) 課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

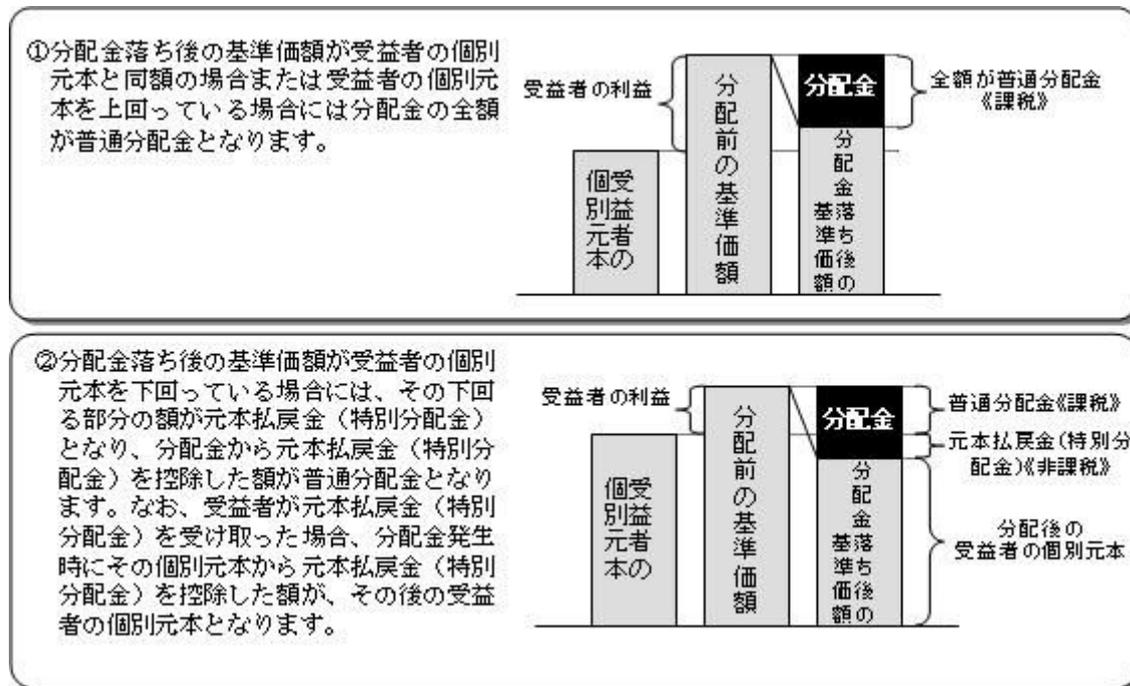
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

い。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年4月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2023年4月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	48,793,797,527	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		97,449,146	0.19
合計（純資産総額）		48,891,246,673	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	889,684,250	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,770,731	0.19
合計（純資産総額）		891,454,981	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	184,495,527	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		369,873	0.20
合計（純資産総額）		184,865,400	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,976,181,514	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		7,963,824	0.19
合計（純資産総額）		3,984,145,338	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	791,473,773	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,585,675	0.19
合計（純資産総額）		793,059,448	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	799,653,674	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,595,890	0.19
合計（純資産総額）		801,249,564	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	82,075,818	97.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,053,696	2.44
合計（純資産総額）		84,129,514	100.00

（参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	46,295,319,944	94.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,498,301,377	5.12
合計（純資産総額）		48,793,621,321	100.00

（参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	19,044,716	2.14
	シンガポール	271,836,042	30.55
	マレーシア	89,146,390	10.01
	タイ	155,644,113	17.49
	フィリピン	91,717,298	10.30
	インドネシア	217,692,615	24.46
	ベトナム	16,180,771	1.81
	小計	861,261,945	96.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		28,430,569	3.19
合計（純資産総額）		889,692,514	100.00

（参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	172,223,422	93.34
投資証券	オーストラリア	10,368,314	5.61
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,901,559	1.03
合計（純資産総額）		184,493,295	100.00

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インドネシア	3,826,197,070	96.22
現金・預金・その他資産（負債控除後）		150,001,665	3.77

合計(純資産総額)	3,976,198,735	100.00
-----------	---------------	--------

(参考)野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	タイ	770,069,246	97.29
新株予約権証券	タイ	53,028	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		21,341,274	2.69
合計(純資産総額)		791,463,548	100.00

(参考)野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	フィリピン	775,998,453	97.04
現金・預金・その他資産(負債控除後)		23,666,402	2.95
合計(純資産総額)		799,664,855	100.00

(参考)野村マネー マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	日本	962,983,781	23.77
社債券	日本	100,017,070	2.46
現金・預金・その他資産(負債控除後)		2,987,798,148	73.75
合計(純資産総額)		4,050,798,999	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インド株マザーファンド	9,975,629,695	5.3528	53,397,550,632	4.8913	48,793,797,527	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	316,940,704	2.8078	889,906,109	2.8071	889,684,250	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	59,222,395	3.2881	194,729,157	3.1153	184,495,527	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファン ド	1,564,871,311	2.5363	3,968,983,857	2.5409	3,976,181,514	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	327,759,555	2.4856	814,711,809	2.4148	791,473,773	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	288,652,375	2.7598	796,622,825	2.7703	799,653,674	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ(マネーブル・ファンド)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	80,490,162	1.0197	82,075,819	1.0197	82,075,818	97.55

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.55
合 計	97.55

(参考)野村インド株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	2,897,004	1,487.06	4,308,026,011	1,515.27	4,389,764,979	8.99
2	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガ ス・消耗燃 料	1,010,825	4,239.34	4,285,235,909	3,922.13	3,964,589,584	8.12

3	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,223,358	2,472.68	3,024,985,093	2,773.65	3,393,166,917	6.95
4	インド	株式	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	2,625,854	1,076.79	2,827,493,329	1,063.34	2,792,182,157	5.72
5	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	金融サービス	510,510	4,011.97	2,048,153,357	4,575.28	2,335,728,745	4.78
6	インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	2,167,684	913.02	1,979,155,103	931.83	2,019,929,239	4.13
7	インド	株式	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	1,188,747	1,780.31	2,116,344,473	1,551.82	1,844,727,313	3.78
8	インド	株式	MPHASIS LTD	情報技術サービス	521,482	3,539.00	1,845,526,101	2,943.68	1,535,077,437	3.14
9	インド	株式	TITAN CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	300,000	4,295.69	1,288,707,750	4,394.69	1,318,407,750	2.70
10	インド	株式	HOME FIRST FINANCE CO INDIA	金融サービス	1,074,722	1,227.00	1,318,690,343	1,164.73	1,251,766,329	2.56
11	インド	株式	INDUSIND BANK LTD	銀行	633,084	1,983.59	1,255,783,523	1,888.83	1,195,792,800	2.45
12	インド	株式	KAYNES TECHNOLOGY INDIA LTD	電子装置・機器・部品	738,525	1,132.65	836,496,988	1,614.19	1,192,123,362	2.44
13	インド	株式	GLOBAL HEALTH LTD/INDIA	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1,411,780	619.70	874,889,948	840.26	1,186,265,792	2.43
14	インド	株式	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	471,626	1,793.07	845,662,557	2,414.52	1,138,753,947	2.33
15	インド	株式	LEMON TREE HOTELS LTD	ホテル・レストラン・レジャー	7,894,203	149.50	1,180,256,257	143.63	1,133,864,112	2.32
16	インド	株式	DEVYANI INTERNATIONAL LTD	ホテル・レストラン・レジャー	3,989,681	318.12	1,269,197,320	264.82	1,056,567,271	2.16
17	インド	株式	KIRLOSKAR OIL ENGINES LTD	機械	1,583,851	531.99	842,593,986	653.72	1,035,410,914	2.12
18	インド	株式	KRISHNA INSTITUTE OF MEDICAL	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	425,188	2,122.33	902,390,925	2,419.55	1,028,767,877	2.10
19	インド	株式	CLEAN SCIENCE & TECHNOLOGY LTD	化学	429,390	3,168.16	1,360,378,370	2,316.93	994,866,573	2.03
20	インド	株式	PHOENIX MILLS LTD	不動産管理・開発	373,067	2,165.59	807,910,911	2,331.53	869,817,835	1.78
21	インド	株式	GO FASHION INDIA LTD	専門小売り	484,351	2,072.48	1,003,808,971	1,726.97	836,460,857	1.71
22	インド	株式	FUSION MICRO FINANCE LTD	消費者金融	1,088,280	607.20	660,803,617	685.98	746,546,477	1.53
23	インド	株式	TRIVENI TURBINE LTD	電気設備	1,189,154	374.53	445,378,010	602.25	716,167,997	1.46
24	インド	株式	MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	金属・鉱業	1,000,000	668.92	668,923,815	706.77	706,777,500	1.44
25	インド	株式	ABB INDIA LTD	電気設備	114,838	5,469.17	628,068,831	5,629.13	646,439,179	1.32
26	インド	株式	TATA STEEL LIMITED	金属・鉱業	3,601,730	174.40	628,159,721	177.62	639,748,287	1.31
27	インド	株式	AAVAS FINANCIERS LTD	金融サービス	271,768	3,816.86	1,037,301,087	2,311.48	628,187,655	1.28
28	インド	株式	AETHER INDUSTRIES LTD	医薬品	391,579	1,452.08	568,605,013	1,540.35	603,171,649	1.23
29	インド	株式	AVALON TECHNOLOGIES LTD	電子装置・機器・部品	894,506	719.39	643,507,616	613.71	548,973,986	1.12
30	インド	株式	SYRMA SGS TECHNOLOGY LTD	電子装置・機器・部品	1,073,672	501.10	538,022,408	487.41	523,318,470	1.07

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	6.47

石油・ガス・消耗燃料	8.12
化学	2.03
建設資材	1.02
金属・鉱業	2.75
電気設備	2.79
機械	3.06
自動車用部品	1.88
繊維・アパレル・贅沢品	2.70
ホテル・レストラン・レジャー	5.33
専門小売り	1.71
飲料	3.31
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4.53
医薬品	1.23
銀行	28.26
金融サービス	8.63
保険	1.00
情報技術サービス	3.79
電子装置・機器・部品	4.64
消費者金融	1.53
合 計	94.87

(参考) 野村アセアン株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	986,000	77.05	75,971,300	84.18	83,001,480	9.32
2	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	20,000	3,355.01	67,100,396	3,293.69	65,873,808	7.40
3	シンガ ポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	22,000	2,747.75	60,450,680	2,926.71	64,387,827	7.23
4	インドネ シア	株式	BANK MANDIRI	銀行	1,100,000	42.59	46,855,808	47.84	52,624,000	5.91
5	シンガ ポール	株式	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	総合公益 事業	100,000	333.47	33,347,084	429.30	42,930,580	4.82
6	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	315,000	116.91	36,829,013	115.93	36,519,525	4.10
7	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送イン フラ	100,000	284.92	28,492,500	286.89	28,689,000	3.22
8	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需 品流通・ 小売り	110,000	258.07	28,388,330	253.48	27,883,350	3.13
9	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	79,200	253.41	20,070,799	347.97	27,560,008	3.09
10	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売 り	374,000	71.95	26,910,927	70.39	26,325,907	2.95
11	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇 宙・防衛	68,000	376.01	25,569,333	361.94	24,612,192	2.76

12	マレーシア	株式	RHB BANK BHD	銀行	148,000	173.16	25,628,618	165.95	24,560,759	2.76
13	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,430,000	14.06	20,119,242	17.13	24,502,764	2.75
14	インドネシア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信サービス	365,000	62.89	22,957,735	62.56	22,834,400	2.56
15	シンガポール	株式	WILMAR INTERNATIONAL LTD	食品	50,000	402.16	20,108,000	399.14	19,957,190	2.24
16	アメリカ	株式	SEA LTD-ADR	娯楽	1,900	8,513.23	16,175,139	10,023.53	19,044,716	2.14
17	シンガポール	株式	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	不動産管理・開発	45,000	386.16	17,377,226	390.09	17,554,284	1.97
18	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPMENT FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	85,000	218.05	18,534,523	198.46	16,869,525	1.89
19	フィリピン	株式	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	190,000	87.38	16,604,082	81.58	15,500,266	1.74
20	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	43,000	329.78	14,180,823	347.73	14,952,788	1.68
21	シンガポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管理・開発	20,000	846.54	16,930,936	694.73	13,894,628	1.56
22	インドネシア	株式	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	消費者金融	1,100,000	12.25	13,484,093	12.14	13,358,400	1.50
23	マレーシア	株式	TIME DOTCOM BHD	各種電気通信サービス	75,000	142.80	10,710,157	166.85	12,513,973	1.40
24	マレーシア	株式	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	金属・鋳業	72,000	157.42	11,334,449	152.72	10,996,062	1.23
25	インドネシア	株式	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	270,000	42.32	11,426,400	39.74	10,730,880	1.20
26	シンガポール	株式	VENTURE CORP LTD	電子装置・機器・部品	6,000	1,761.46	10,568,765	1,714.20	10,285,242	1.15
27	マレーシア	株式	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	運送インフラ	46,600	179.47	8,363,754	214.95	10,016,891	1.12
28	マレーシア	株式	SCIENEX BHD	化学	90,000	111.23	10,011,179	103.71	9,334,748	1.04
29	ベトナム	株式	VIETTEL CONSTRUCTION JOINT S	建設・土木	24,620	411.11	10,121,774	376.85	9,278,293	1.04
30	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	150,000	62.33	9,349,500	61.64	9,246,000	1.03

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	娯楽	2.14
		不動産管理・開発	10.19
		石油・ガス・消耗燃料	0.40
		化学	1.35
		金属・鋳業	2.18
		航空宇宙・防衛	2.76
		建設・土木	1.04
		コングロマリット	0.69
		運送インフラ	5.87
		自動車	1.03
		大規模小売り	0.25

	専門小売り	2.95
	生活必需品流通・小売り	3.13
	食品	6.32
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4.10
	銀行	36.65
	電子装置・機器・部品	1.15
	半導体・半導体製造装置	0.46
	各種電気通信サービス	2.61
	無線通信サービス	2.56
	総合公益事業	4.82
	消費者金融	1.50
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.89
	専門サービス	0.66
合 計		96.80

(参考) 野村豪州株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	BLUESCOPE STEEL LTD	金属・鉱業	9,207	1,564.27	14,402,284	1,732.44	15,950,581	8.64
2	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	576	26,322.33	15,161,663	27,049.92	15,580,754	8.44
3	オーストラリア	株式	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	8,394	1,581.17	13,272,380	1,856.12	15,580,295	8.44
4	オーストラリア	株式	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	41,597	373.71	15,545,464	368.37	15,323,386	8.30
5	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	運送インフラ	11,066	1,226.12	13,568,305	1,347.15	14,907,642	8.08
6	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	5,692	2,656.36	15,120,006	2,556.39	14,551,003	7.88
7	オーストラリア	株式	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	石油・ガス・消耗燃料	4,828	2,897.10	13,987,234	2,995.06	14,460,182	7.83
8	オーストラリア	株式	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	6,242	2,053.32	12,816,875	2,146.19	13,396,565	7.26
9	オーストラリア	株式	MACQUARIE GROUP LIMITED	資本市場	788	15,751.23	12,411,977	16,079.57	12,670,706	6.86
10	オーストラリア	投資証券	DEXUS/AU		15,133	753.51	11,403,005	685.14	10,368,314	5.61
11	オーストラリア	株式	STEADFAST GROUP LTD	保険	17,687	507.45	8,975,298	525.87	9,301,094	5.04
12	オーストラリア	株式	SANTOS LTD.	石油・ガス・消耗燃料	11,028	671.00	7,399,875	630.86	6,957,214	3.77
13	オーストラリア	株式	CHALLENGER LIMITED	金融サービス	11,271	642.16	7,237,820	537.43	6,057,477	3.28
14	オーストラリア	株式	CHAMPION IRON LTD	金属・鉱業	9,636	676.20	6,515,924	568.58	5,478,858	2.96
15	オーストラリア	株式	TREASURY WINE ESTATES LTD	飲料	4,180	1,173.64	4,905,841	1,245.72	5,207,110	2.82
16	オーストラリア	株式	IDP EDUCATION LTD	各種消費者サービス	1,521	2,555.21	3,886,481	2,521.69	3,835,495	2.07

17	オーストラリア	株式	COSTA GROUP HOLDINGS LTD	食品	13,491	231.34	3,121,116	219.78	2,965,060	1.60
----	---------	----	--------------------------	----	--------	--------	-----------	--------	-----------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	11.60
		金属・鉱業	28.36
		運送インフラ	8.08
		飲料	2.82
		食品	1.60
		バイオテクノロジー	8.44
		銀行	15.14
		金融サービス	3.28
		保険	5.04
		資本市場	6.86
		各種消費者サービス	2.07
投資証券			5.61
合計			98.96

(参考) 野村インドネシア株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,670,100	78.03	442,478,928	84.18	477,309,018	12.00
2	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	9,556,472	42.71	408,196,470	47.37	452,785,643	11.38
3	インドネシア	株式	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気 通信サー ビス	9,660,230	39.94	385,883,505	39.74	383,936,181	9.65
4	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	6,583,492	42.69	281,093,276	47.83	314,954,257	7.92
5	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	2,067,300	82.67	170,911,752	87.40	180,682,020	4.54
6	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	2,911,700	60.09	174,991,885	61.64	179,477,188	4.51
7	インドネシア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	生活必需 品流通・ 小売り	6,011,100	21.04	126,527,270	26.12	157,058,021	3.94
8	インドネシア	株式	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱 業	4,233,544	36.59	154,942,943	36.61	155,015,447	3.89
9	インドネシア	株式	KALBE FARMA PT	医薬品	7,321,300	16.53	121,043,535	19.50	142,794,635	3.59
10	インドネシア	株式	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	2,629,100	39.65	104,244,980	42.96	112,956,652	2.84
11	インドネシア	株式	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	大規模小 売り	116,237,100	1.35	157,290,412	0.91	105,868,751	2.66
12	インドネシア	株式	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	消費者金 融	8,547,700	11.44	97,819,828	12.14	103,803,269	2.61
13	インドネシア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信 サービス	1,541,300	63.27	97,524,851	62.56	96,423,728	2.42

14	インドネシア	株式	DHARMA POLIMETAL TBK PT	自動車用部品	9,956,700	7.93	78,973,508	9.43	93,891,681	2.36
15	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	3,804,000	18.11	68,928,343	23.55	89,591,808	2.25
16	インドネシア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	大規模小売り	6,835,100	9.69	66,287,271	12.60	86,149,601	2.16
17	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	811,200	92.14	74,749,401	96.60	78,361,920	1.97
18	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	8,163,883	8.98	73,364,562	9.20	75,107,724	1.88
19	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	1,287,660	63.41	81,658,618	55.43	71,374,994	1.79
20	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	14,847,700	4.33	64,312,614	4.36	64,747,850	1.62
21	インドネシア	株式	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	パーソナルケア用品	8,291,300	7.66	63,512,956	7.36	61,023,968	1.53
22	インドネシア	株式	ACE HARDWARE INDONESIA	専門小売り	14,359,100	4.15	59,724,888	4.10	58,918,259	1.48
23	インドネシア	株式	BUKALAPAK.COM PT TBK	大規模小売り	24,543,300	2.71	66,539,468	2.15	52,836,816	1.32
24	インドネシア	株式	DAYAMITRA TELEKOMUNIKASI PT	各種電気通信サービス	8,248,500	6.83	56,405,964	6.34	52,361,478	1.31
25	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	178,800	301.62	53,929,766	285.89	51,117,132	1.28
26	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	1,712,844	30.91	52,949,151	29.71	50,898,872	1.28
27	インドネシア	株式	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	メディア	19,121,300	2.11	40,455,980	1.56	29,905,713	0.75
28	インドネシア	株式	ADARO MINERALS INDONESIA TBK	金属・鉱業	2,669,900	17.28	46,154,435	10.02	26,773,757	0.67
29	インドネシア	株式	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	メディア	2,111,400	15.77	33,311,505	6.62	13,985,914	0.35
30	インドネシア	株式	BANK JAGO TBK PT	銀行	331,523	56.91	18,868,806	18.35	6,084,773	0.15

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	メディア	1.10
		不動産管理・開発	3.51
		石油・ガス・消耗燃料	1.28
		建設資材	3.76
		金属・鉱業	4.57
		運送インフラ	1.28
		自動車用部品	2.36
		自動車	4.51
		大規模小売り	6.15
		専門小売り	1.48
		生活必需品流通・小売り	3.94
		食品	5.09
		パーソナルケア用品	1.53
		医薬品	3.59
銀行	36.00		

		各種電気通信サービス	10.97
		無線通信サービス	2.42
		消費者金融	2.61
合 計			96.22

(参考) 野村タイ株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	253,000	284.92	72,086,025	286.89	72,583,170	9.17
2	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	625,000	116.91	73,073,437	115.93	72,459,375	9.15
3	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需品流通・小売り	250,000	236.63	59,159,474	253.48	63,371,250	8.00
4	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPMENT-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	240,000	222.04	53,290,800	198.46	47,631,600	6.01
5	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	360,000	144.42	51,993,900	120.84	43,505,100	5.49
6	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	49,000	756.52	37,069,725	841.02	41,209,980	5.20
7	タイ	株式	DELTA ELECTRONICS THAI-FORGN	電子装置・機器・部品	13,000	2,625.24	34,128,120	2,939.64	38,215,320	4.82
8	タイ	株式	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	410,000	101.07	41,442,636	79.77	32,709,390	4.13
9	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	26,000	1,391.22	36,171,720	1,222.23	31,777,980	4.01
10	タイ	株式	HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	専門小売り	580,000	54.99	31,894,873	54.62	31,683,660	4.00
11	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	49,000	640.59	31,388,910	595.39	29,174,355	3.68
12	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	600,000	35.17	21,104,100	38.51	23,108,400	2.91
13	タイ	株式	ENERGY ABSOLUTE PCL-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	80,000	341.91	27,352,800	269.20	21,536,400	2.72
14	タイ	株式	CENTRAL RETAIL CORP-FOREIGN	大規模小売り	115,000	161.23	18,541,882	174.88	20,111,775	2.54
15	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,120,000	14.06	15,757,728	17.13	19,190,976	2.42
16	タイ	株式	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	消費者金融	93,472	304.57	28,469,234	152.28	14,234,617	1.79
17	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	21,000	528.58	11,100,285	617.01	12,957,210	1.63
18	タイ	株式	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レストラン・レジャー	100,000	118.88	11,888,250	124.77	12,477,750	1.57
19	タイ	株式	SCGJWD LOGISTICS PCL/F	航空貨物・物流サービス	160,000	68.38	10,941,120	69.56	11,129,760	1.40
20	タイ	株式	ORIGIN PROPERTY PCL-F	不動産管理・開発	240,000	40.87	9,809,280	45.58	10,941,120	1.38
21	タイ	株式	MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN	娯楽	160,000	75.45	12,072,960	66.02	10,563,840	1.33

22	タイ	株式	MOSHI MOSHI RETAIL C-FOREIGN	専門小売り	50,000	137.42	6,871,192	194.53	9,726,750	1.22
23	タイ	株式	THAI OIL PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	45,000	221.06	9,947,813	183.72	8,267,738	1.04
24	タイ	株式	ICHITAN GROUP PLC-FOREIGN	食品	170,000	50.15	8,526,679	48.33	8,217,630	1.03
25	タイ	株式	SINO THAI ENGINEERING&CONSTR(F)	建設・土木	180,000	50.44	9,079,436	45.58	8,205,840	1.03
26	タイ	株式	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	不動産管理・開発	90,000	75.84	6,826,410	84.10	7,569,180	0.95
27	タイ	株式	BUSINESS ONLINE PCL-F	専門サービス	180,000	45.98	8,276,580	39.30	7,074,000	0.89
28	タイ	株式	SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	自動車用部品	85,000	80.17	6,814,620	77.42	6,580,785	0.83
29	タイ	株式	SCB X PCL-FOREIGN	銀行	16,000	438.19	7,011,120	406.75	6,508,080	0.82
30	タイ	株式	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	各種消費者サービス	150,000	39.30	5,895,000	43.23	6,484,500	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	娯楽	1.62
		不動産管理・開発	7.68
		石油・ガス・消耗燃料	10.22
		化学	0.57
		建設資材	4.01
		建設・土木	1.03
		航空貨物・物流サービス	1.40
		運送インフラ	9.17
		自動車用部品	0.83
		ホテル・レストラン・レジャー	1.57
		大規模小売り	2.54
		専門小売り	6.01
		生活必需品流通・小売り	8.00
		食品	5.17
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	9.63
		医薬品	0.46
		銀行	3.67
		ソフトウェア	0.47
		電子装置・機器・部品	4.82
		各種電気通信サービス	0.47
無線通信サービス	5.20		
消費者金融	1.79		
各種消費者サービス	0.81		
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	9.12		
専門サービス	0.89		
新株予約権証券			0.00
合計			97.30

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	1,633,075	87.59	143,051,817	81.58	133,226,830	16.66
2	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	288,002	252.68	72,773,166	347.97	100,218,907	12.53
3	フィリピン	株式	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	銀行	280,007	216.80	60,705,961	262.30	73,448,216	9.18
4	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	135,000	443.51	59,874,923	527.02	71,148,172	8.89
5	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	30,007	2,081.62	62,463,247	2,136.97	64,124,119	8.01
6	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	378,002	127.54	48,212,076	140.53	53,124,250	6.64
7	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	コングロマリット	33,003	1,725.46	56,945,372	1,523.31	50,273,948	6.28
8	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	141,000	315.56	44,494,142	347.73	49,031,234	6.13
9	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	780,000	66.90	52,182,547	62.44	48,709,967	6.09
10	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	630,000	71.95	45,331,241	70.39	44,345,779	5.54
11	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	40,000	579.73	23,189,375	527.02	21,080,940	2.63
12	フィリピン	株式	UNION BANK OF PHILIPPINES	銀行	50,534	193.78	9,792,503	201.66	10,190,924	1.27
13	フィリピン	株式	PLDT INC	無線通信サービス	2,800	3,944.47	11,044,516	2,911.86	8,153,222	1.01
14	フィリピン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	310,000	17.80	5,520,511	26.18	8,116,643	1.01
15	フィリピン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	生活必需品流通・小売り	60,000	134.84	8,090,986	128.86	7,732,084	0.96
16	フィリピン	株式	NICKEL ASIA CORP	金属・鉱業	350,000	13.35	4,674,626	15.88	5,559,015	0.69
17	フィリピン	株式	CENTURY PACIFIC FOOD INC	食品	85,000	56.55	4,806,983	60.88	5,175,178	0.64
18	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	コングロマリット	4,007	1,208.06	4,840,709	1,155.12	4,628,566	0.57
19	フィリピン	株式	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	金融サービス	420,000	9.12	3,830,667	10.25	4,305,710	0.53
20	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	32,000	120.56	3,858,101	118.52	3,792,644	0.47
21	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	100,000	45.04	4,504,968	33.69	3,369,100	0.42
22	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	806	4,961.03	3,998,592	4,151.21	3,345,877	0.41
23	フィリピン	株式	ACEN CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	200,646	16.94	3,399,297	14.43	2,897,128	0.36

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国外	不動産管理・開発	23.17
		金属・鉱業	0.69
		コングロマリット	15.35
		運送インフラ	8.89
		ホテル・レストラン・レジャー	3.65
		専門小売り	5.54
		生活必需品流通・小売り	0.96
		食品	6.77
		銀行	29.63
		金融サービス	0.53
		無線通信サービス	1.43
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.36
合計	97.04		

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	政保 地方公共 団体金融機構債 券 第48回	370,000,000	100.03	370,129,889	100.03	370,129,889	0.605	2023/5/16	9.13
2	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 政府保 証債第195回	292,000,000	100.24	292,707,480	100.24	292,707,480	0.911	2023/7/31	7.22
3	日本	特殊債券	住宅金融支援機 構債券 財投機 関債第136回	100,000,000	100.12	100,121,032	100.12	100,121,032	0.849	2023/6/20	2.47
4	日本	社債券	三井住友ファイ ナンス&リー ス 第18回社 債間限定同順位 特約付	100,000,000	100.01	100,017,070	100.01	100,017,070	0.17	2023/5/29	2.46
5	日本	特殊債券	預金保険機構債 券 政府保証第 221回	100,000,000	100.01	100,015,486	100.01	100,015,486	0.1	2023/6/7	2.46
6	日本	特殊債券	日本政策投資銀 行社債 財投機 関債第91回	100,000,000	100.00	100,009,894	100.00	100,009,894	0.06	2023/6/20	2.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
特殊債券	23.77
社債券	2.46
合計	26.24

投資不動産物件

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インド・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（3）運用実績

純資産の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間 (2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間 (2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間 (2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間 (2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間 (2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
第9計算期間 (2018年 9月12日)	105,596	108,546	2.1480	2.2080
第10計算期間 (2019年 9月12日)	81,116	83,065	1.8728	1.9178
第11計算期間 (2020年 9月14日)	56,197	57,479	1.7546	1.7946
第12計算期間 (2021年 9月13日)	56,864	58,702	2.6284	2.7134
第13計算期間 (2022年 9月12日)	54,415	56,257	2.9535	3.0535
2022年 4月末日	54,425		2.8095	
5月末日	50,944		2.6514	
6月末日	50,813		2.6654	
7月末日	51,862		2.7478	
8月末日	54,701		2.9447	
9月末日	52,509		2.8120	
10月末日	53,365		2.8918	

11月末日	51,616		2.8080
12月末日	47,815		2.6148
2023年 1月末日	45,801		2.5042
2月末日	47,548		2.5775
3月末日	46,531		2.5214
4月末日	48,891		2.6576

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間 (2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246
第5計算期間 (2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間 (2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間 (2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間 (2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
第9計算期間 (2018年 9月12日)	1,366	1,385	1.4135	1.4335
第10計算期間 (2019年 9月12日)	1,682	1,711	1.4467	1.4717
第11計算期間 (2020年 9月14日)	928	932	1.1312	1.1362
第12計算期間 (2021年 9月13日)	917	932	1.5109	1.5359
第13計算期間 (2022年 9月12日)	1,041	1,064	1.7913	1.8313
2022年 4月末日	1,086		1.7650	
5月末日	1,064		1.7156	
6月末日	1,030		1.6925	
7月末日	1,019		1.6913	
8月末日	1,038		1.7813	
9月末日	898		1.6762	
10月末日	898		1.7198	
11月末日	910		1.7168	
12月末日	851		1.6530	
2023年 1月末日	880		1.7254	
2月末日	861		1.7133	
3月末日	876		1.7396	
4月末日	891		1.7641	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
第9計算期間	(2018年 9月12日)	244	248	1.4262	1.4462
第10計算期間	(2019年 9月12日)	244	249	1.5336	1.5636
第11計算期間	(2020年 9月14日)	512	521	1.4623	1.4873
第12計算期間	(2021年 9月13日)	535	549	1.9459	1.9959
第13計算期間	(2022年 9月12日)	187	192	2.2243	2.2843
	2022年 4月末日	192		2.1432	
	5月末日	191		2.1727	
	6月末日	182		2.0701	
	7月末日	179		2.1127	
	8月末日	185		2.1995	
	9月末日	175		2.0443	
	10月末日	186		2.1133	
	11月末日	194		2.1827	
	12月末日	180		2.0330	
	2023年 1月末日	198		2.2262	
	2月末日	192		2.1714	
	3月末日	183		2.0704	
	4月末日	184		2.0785	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068
第8計算期間	(2018年 9月12日)	4,765	4,804	1.1985	1.2085
第9計算期間	(2019年 9月12日)	3,755	3,811	1.3587	1.3787
第10計算期間	(2020年 9月14日)	2,129	2,129	1.0142	1.0142
第11計算期間	(2021年 9月13日)	2,742	2,782	1.3904	1.4104
第12計算期間	(2022年 9月12日)	2,944	3,015	1.8730	1.9180
	2022年 4月末日	3,697		1.9033	
	5月末日	3,409		1.7700	
	6月末日	3,379		1.7695	

7月末日	3,276		1.7249
8月末日	3,387		1.8452
9月末日	2,771		1.8227
10月末日	2,933		1.8847
11月末日	2,992		1.7500
12月末日	2,762		1.6111
2023年 1月末日	2,972		1.6750
2月末日	3,642		1.7567
3月末日	3,786		1.7305
4月末日	3,984		1.8174

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間 (2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1.4435
第4計算期間 (2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間 (2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間 (2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間 (2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
第8計算期間 (2018年 9月12日)	1,123	1,146	1.6906	1.7256
第9計算期間 (2019年 9月12日)	862	879	1.6983	1.7333
第10計算期間 (2020年 9月14日)	554	558	1.2208	1.2308
第11計算期間 (2021年 9月13日)	628	637	1.3749	1.3949
第12計算期間 (2022年 9月12日)	911	930	1.7002	1.7352
2022年 4月末日	891		1.6413	
5月末日	893		1.6430	
6月末日	877		1.6275	
7月末日	832		1.5443	
8月末日	894		1.6657	
9月末日	869		1.6003	
10月末日	908		1.6706	
11月末日	887		1.7001	
12月末日	847		1.7097	
2023年 1月末日	873		1.7610	
2月末日	805		1.6569	
3月末日	819		1.6848	
4月末日	793		1.6304	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779
第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
第8計算期間	(2018年 9月12日)	2,672	2,733	1.7337	1.7737
第9計算期間	(2019年 9月12日)	2,020	2,071	1.7992	1.8442
第10計算期間	(2020年 9月14日)	991	1,002	1.3391	1.3541
第11計算期間	(2021年 9月13日)	945	962	1.6501	1.6801
第12計算期間	(2022年 9月12日)	841	860	1.7414	1.7814
	2022年 4月末日	942		1.8321	
	5月末日	899		1.8058	
	6月末日	838		1.6782	
	7月末日	803		1.6390	
	8月末日	858		1.7703	
	9月末日	746		1.5296	
	10月末日	813		1.6585	
	11月末日	853		1.7684	
	12月末日	786		1.6488	
	2023年 1月末日	833		1.7629	
	2月末日	806		1.7226	
	3月末日	812		1.7418	
	4月末日	801		1.7248	

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間	(2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011
第7計算期間	(2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012
第8計算期間	(2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009
第9計算期間	(2018年 9月12日)	86	86	1.0006	1.0006
第10計算期間	(2019年 9月12日)	101	101	1.0005	1.0005
第11計算期間	(2020年 9月14日)	84	84	1.0002	1.0002
第12計算期間	(2021年 9月13日)	95	95	1.0000	1.0000

第13計算期間	(2022年 9月12日)	139	139	0.9999	0.9999
	2022年 4月末日	164		0.9999	
	5月末日	139		0.9999	
	6月末日	142		0.9999	
	7月末日	141		0.9999	
	8月末日	140		0.9999	
	9月末日	127		0.9998	
	10月末日	120		0.9998	
	11月末日	121		0.9998	
	12月末日	124		0.9998	
	2023年 1月末日	121		0.9998	
	2月末日	88		0.9997	
	3月末日	87		0.9997	
	4月末日	84		0.9996	

分配の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0650円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0600円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0400円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0850円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.1000円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0220円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0250円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0250円

第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0050円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0250円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0300円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0250円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0500円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0600円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0200円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0100円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0450円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円

第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0350円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0350円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0100円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0350円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0150円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0300円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0000円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0000円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0000円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0000円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0000円

収益率の推移

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.5%

第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	10.7%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	4.2%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	54.6%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	16.2%
第14期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	9.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	15.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4.1%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	21.5%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	35.8%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	21.2%
第14期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	4.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	16.4%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.3%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	6.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	9.6%

第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	3.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	36.5%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	17.4%
第14期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	2.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	14.1%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	12.9%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	15.0%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	25.4%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39.1%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	37.9%
第13期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	7.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.8%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	4.5%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	2.5%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	27.5%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	14.3%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	26.2%
第13期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	2.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	47.2%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	6.9%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	11.8%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	6.4%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	24.7%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	25.5%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	8.0%
第13期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	0.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0%
第14期（中間期）	2022年 9月13日～2023年 3月12日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数

第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	13,067,380,869	10,335,431,574	49,161,154,899
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4,705,468,601	10,552,965,557	43,313,657,943
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	2,644,239,504	13,929,566,421	32,028,331,026
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	946,444,077	11,340,554,092	21,634,221,011
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	890,468,067	4,100,526,142	18,424,162,936
第14期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	915,748,837	892,887,095	18,447,024,678

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	608,974,650	549,345,370	966,539,929
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	521,389,610	324,852,824	1,163,076,715
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,690,568	442,667,227	821,100,056
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39,764,201	253,809,928	607,054,329
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	73,829,775	99,473,187	581,410,917
第14期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	32,077,357	110,340,646	503,147,628

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	42,848,429	43,850,585	171,505,942
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	16,374,587	28,239,557	159,640,972
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	226,228,087	35,078,855	350,790,204
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	98,220,930	173,713,357	275,297,777

第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	10,338,726	201,248,456	84,388,047
第14期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	8,534,387	4,241,994	88,680,440

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2,087,655,755	2,273,261,784	3,975,680,280
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	791,315,790	2,002,710,848	2,764,285,222
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	385,329,869	1,049,976,190	2,099,638,901
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	406,945,843	534,043,543	1,972,541,201
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	514,536,135	914,794,335	1,572,283,001
第13期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	784,432,393	178,171,188	2,178,544,206

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	537,024,318	396,690,926	664,656,872
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	45,159,941	202,165,315	507,651,498
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	22,510,451	76,044,785	454,117,164
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	91,608,808	88,548,141	457,177,831
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	143,846,572	64,819,992	536,204,411
第13期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	16,711,653	65,928,657	486,987,407

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007

第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	768,776,013	896,503,148	1,541,355,889
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	311,013,721	729,282,482	1,123,087,128
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,315,961	483,154,786	740,248,303
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	58,756,276	226,088,708	572,915,871
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	46,076,610	135,881,130	483,111,351
第13期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	26,531,673	41,091,926	468,551,098

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	745,246,922	718,572,692	86,310,966
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	113,803,494	98,680,383	101,434,077
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	136,411,284	153,806,748	84,038,613
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	267,139,804	255,962,449	95,215,968
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	223,915,736	180,042,618	139,089,086
第14期(中間期)	2022年 9月13日～2023年 3月12日	17,443,009	72,256,989	84,275,106

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

< 更新後 >

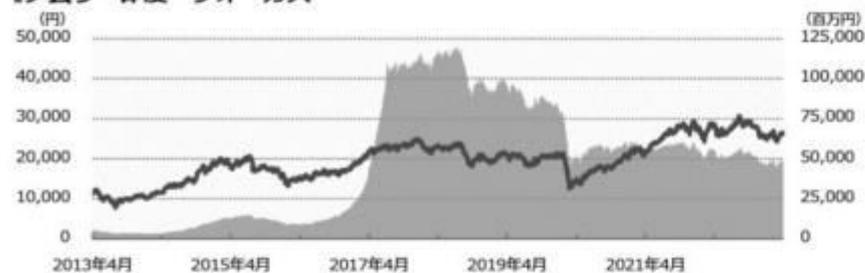


運用実績 (2023年4月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

■ ノムラ・印度・フォーカス



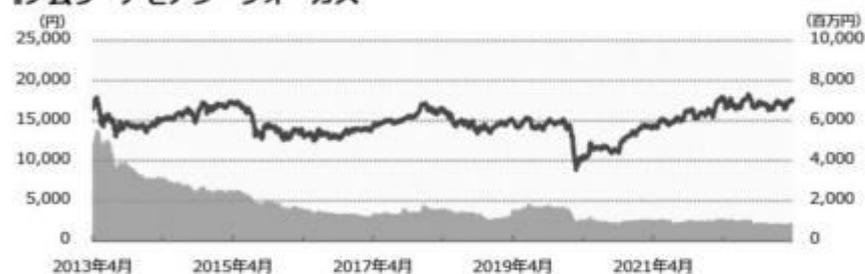
■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ ノムラ・印度・フォーカス

2022年9月	1,000 円
2021年9月	850 円
2020年9月	400 円
2019年9月	450 円
2018年9月	600 円
設定来累計	5,130 円

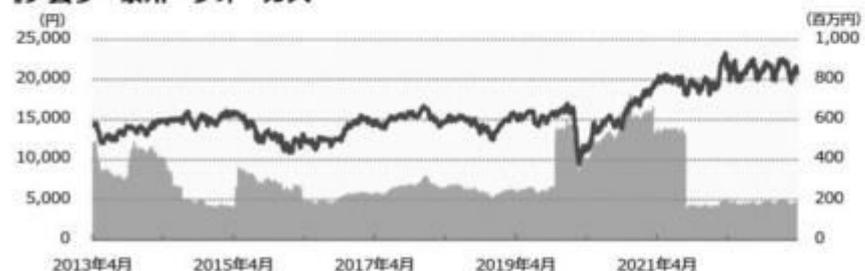
■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・アセアン・フォーカス

2022年9月	400 円
2021年9月	250 円
2020年9月	50 円
2019年9月	250 円
2018年9月	200 円
設定来累計	3,010 円

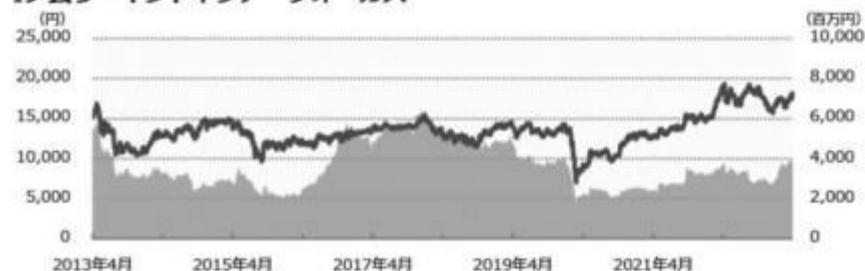
■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス

2022年9月	600 円
2021年9月	500 円
2020年9月	250 円
2019年9月	300 円
2018年9月	200 円
設定来累計	2,930 円

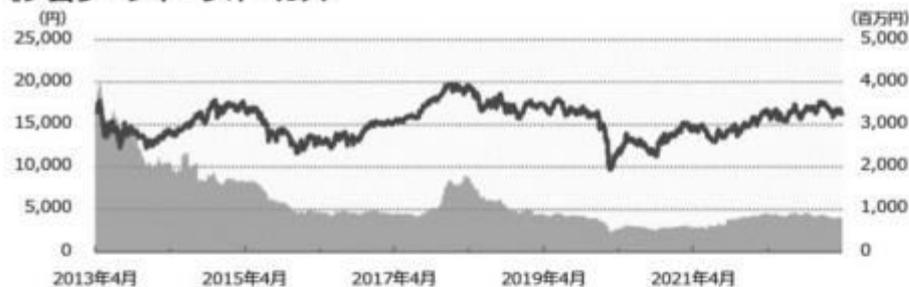
■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

2022年9月	450 円
2021年9月	200 円
2020年9月	0 円
2019年9月	200 円
2018年9月	100 円
設定来累計	1,730 円

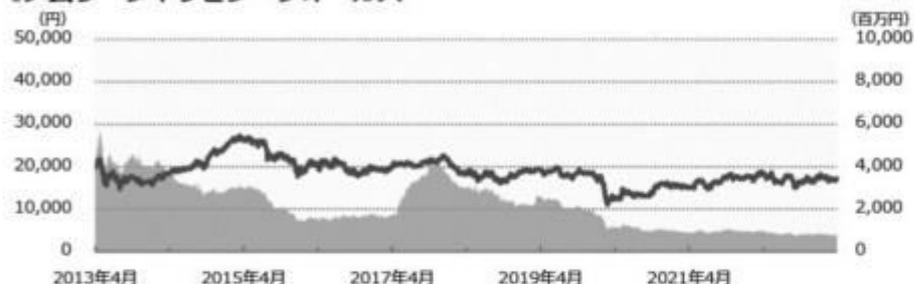
■ノムラ・タイ・フォーカス



■ノムラ・タイ・フォーカス

2022年9月	350 円
2021年9月	200 円
2020年9月	100 円
2019年9月	350 円
2018年9月	350 円
設定来累計	2,600 円

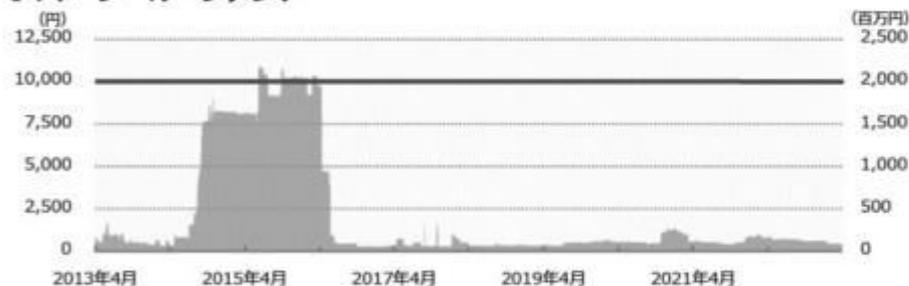
■ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ノムラ・フィリピン・フォーカス

2022年9月	400 円
2021年9月	300 円
2020年9月	150 円
2019年9月	450 円
2018年9月	400 円
設定来累計	4,500 円

■マネーブル・ファンド



■マネーブル・ファンド

2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
2019年9月	0 円
2018年9月	0 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

■ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	ICICI BANK LTD	銀行	9.0
2	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	8.1
3	HDFC BANK LIMITED	銀行	6.9
4	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	5.7
5	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	金融サービス	4.8
6	STATE BANK OF INDIA	銀行	4.1
7	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	3.8
8	MPHASIS LTD	情報技術サービス	3.1
9	TITAN CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	2.7
10	HOME FIRST FINANCE CO INDIA	金融サービス	2.6

Iノムラ・アセアン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	9.3
2	DBS GROUP HLDGS	銀行	7.4
3	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	7.2
4	BANK MANDIRI	銀行	5.9
5	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	総合公益事業	4.8
6	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4.1
7	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	3.2
8	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需品流通・小売り	3.1
9	BDO UNIBANK INC	銀行	3.1
10	WILCON DEPOT INC	専門小売り	2.9

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	シンガポール	30.5
2	インドネシア	24.4
3	タイ	17.5
4	フィリピン	10.3
5	マレーシア	10.0

※組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

Iノムラ・豪州・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	BLUESCOPE STEEL LTD	金属・鉱業	8.6
2	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	8.4
3	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	8.4
4	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	8.3
5	TRANSURBAN GROUP	運送インフラ	8.1
6	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	7.9
7	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	石油・ガス・消耗燃料	7.8
8	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	7.2
9	MACQUARIE GROUP LIMITED	資本市場	6.8
10	DEXUS/AU	—	5.6

Iノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	12.0
2	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	11.4
3	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	9.6
4	BANK MANDIRI	銀行	7.9
5	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	4.5
6	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	4.5
7	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	生活必需品流通・小売り	3.9
8	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱業	3.9
9	KALBE FARMA PT	医薬品	3.6
10	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	2.8

Ⅰノムラ・タイ・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	9.2
2	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	9.1
3	CP ALL PCL-FOREIGN	生活必需品流通・小売り	8.0
4	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	6.0
5	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	5.5
6	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	5.2
7	DELTA ELECTRONICS THAI-FORGN	電子装置・機器・部品	4.8
8	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	4.1
9	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	4.0
10	HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	専門小売り	4.0

Ⅰノムラ・フィリピン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	16.6
2	BDO UNIBANK INC	銀行	12.5
3	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	銀行	9.2
4	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	8.9
5	SM INVESTMENTS CORP	コングロメリット	8.0
6	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	6.6
7	AYALA CORPORATION	コングロメリット	6.3
8	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	6.1
9	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	6.1
10	WILCON DEPOT INC	専門小売り	5.5

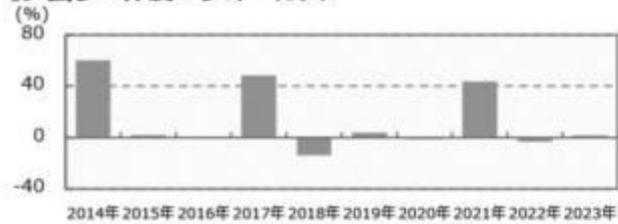
Ⅰマネーボール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	政保 地方公共団体金融機構債券 第48回	特殊債券	8.9
2	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第195回	特殊債券	7.0
3	住宅金融支援機構債券 財投機関債第136回	特殊債券	2.4
4	三井住友ファイナンス&リース 第18回社債間限定同順位特約付	社債券	2.4
5	預金保険機構債券 政府保証第221回	特殊債券	2.4
6	日本政策投資銀行社債 財投機関債第91回	特殊債券	2.4

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ ノムラ・印度・フォーカス



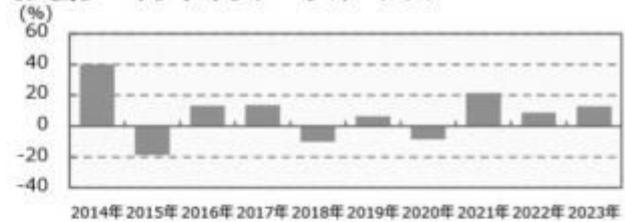
■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



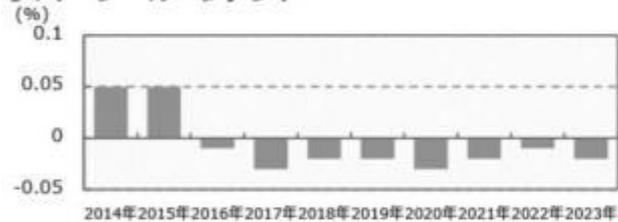
■ ノムラ・タイ・フォーカス



■ ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ マネープール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・「マネープール・ファンド」にベンチマークはありません。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

<訂正前>

2024年9月12日までとします。

「ノムラ・印度・フォーカス」、「マネープール・ファンド」：2009年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」：2009年12月7日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」：2010年12月6日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

2029年9月12日までとします。

「ノムラ・印度・フォーカス」、「マネープール・ファンド」：2009年9月16日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」：2010年12月6日設定

2024年9月12日までとします。

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」：2009年12月7日設定

「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」：2010年12月6日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間(2022年9月13日から2023年3月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）
 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(2022年9月13日から2023年3月12日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第13期 (2022年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,619,304,682	607,931,836
親投資信託受益証券	54,306,466,146	49,047,301,836
未収入金	208,027,431	-
流動資産合計	57,133,798,259	49,655,233,672
資産合計	57,133,798,259	49,655,233,672
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,842,416,293	-
未払解約金	368,907,844	32,397,233
未払受託者報酬	14,466,299	13,614,255
未払委託者報酬	491,854,215	462,884,653
未払利息	2,289	553
その他未払費用	867,917	816,792
流動負債合計	2,718,514,857	509,713,486
負債合計	2,718,514,857	509,713,486
純資産の部		
元本等		

	第13期 (2022年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
元本	18,424,162,936	18,447,024,678
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	35,991,120,466	30,698,495,508
（分配準備積立金）	15,403,400,679	14,690,262,688
元本等合計	54,415,283,402	49,145,520,186
純資産合計	54,415,283,402	49,145,520,186
負債純資産合計	57,133,798,259	49,655,233,672

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	553,545,230	4,850,026,033
営業収益合計	553,545,230	4,850,026,033
営業費用		
支払利息	39,449	60,492
受託者報酬	15,400,754	13,614,255
委託者報酬	523,625,559	462,884,653
その他費用	923,985	816,792
営業費用合計	539,989,747	477,376,192
営業利益又は営業損失（ ）	1,093,534,977	5,327,402,225
経常利益又は経常損失（ ）	1,093,534,977	5,327,402,225
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,093,534,977	5,327,402,225
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	276,852,826	123,965,638
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,229,840,509	35,991,120,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,085,119,445	1,642,078,800
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,085,119,445	1,642,078,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,047,721,093	1,731,267,171
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,047,721,093	1,731,267,171
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	30,896,851,058	30,698,495,508

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 18,424,162,936口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 18,447,024,678口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.9535円 (10,000口当たり純資産額) (29,535円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.6641円 (10,000口当たり純資産額) (26,641円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 107,182,480円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 94,841,102円</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日		第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	
期首元本額	21,634,221,011円	期首元本額	18,424,162,936円
期中追加設定元本額	890,468,067円	期中追加設定元本額	915,748,837円
期中一部解約元本額	4,100,526,142円	期中一部解約元本額	892,887,095円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第13期 (2022年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,924,402	10,461,824
親投資信託受益証券	1,039,426,989	855,614,848
未収入金	53,497	-
流動資産合計	1,074,404,888	866,076,672
資産合計	1,074,404,888	866,076,672
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,256,436	-
未払解約金	125,806	751,603
未払受託者報酬	287,856	241,769
未払委託者報酬	9,211,212	7,736,630
未払利息	30	9
その他未払費用	17,210	14,445
流動負債合計	32,898,550	8,744,456
負債合計	32,898,550	8,744,456
純資産の部		
元本等		
元本	581,410,917	503,147,628
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	460,095,421	354,184,588
（分配準備積立金）	162,256,587	132,849,825
元本等合計	1,041,506,338	857,332,216
純資産合計	1,041,506,338	857,332,216
負債純資産合計	1,074,404,888	866,076,672

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	56,546,327	44,728,269
営業収益合計	56,546,327	44,728,269

	第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業費用		
支払利息	718	888
受託者報酬	267,118	241,769
委託者報酬	8,547,529	7,736,630
その他費用	15,964	14,445
営業費用合計	8,831,329	7,993,732
営業利益又は営業損失（ ）	47,714,998	52,722,001
経常利益又は経常損失（ ）	47,714,998	52,722,001
中間純利益又は中間純損失（ ）	47,714,998	52,722,001
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,324,381	9,976,221
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	310,153,785	460,095,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,111,438	23,534,753
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,111,438	23,534,753
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,793,125	86,699,806
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,793,125	86,699,806
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	368,862,715	354,184,588

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 581,410,917口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 503,147,628口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7913円 (10,000口当たり純資産額) (17,913円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7039円 (10,000口当たり純資産額) (17,039円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
--	--

<p>1.運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。</p> <p>なお、信託財産からの直接的な支弁は行っていません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,667,139円</p>	<p>1.運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。</p> <p>なお、信託財産からの直接的な支弁は行っていません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,505,831円</p>
---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日		
期首元本額	607,054,329円	期首元本額	581,410,917円
期中追加設定元本額	73,829,775円	期中追加設定元本額	32,077,357円
期中一部解約元本額	99,473,187円	期中一部解約元本額	110,340,646円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）		
	第13期 (2022年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,017,572	1,974,165
親投資信託受益証券	187,333,807	192,461,023
流動資産合計	194,351,379	194,435,188
資産合計	194,351,379	194,435,188
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,063,282	-
未払受託者報酬	51,038	51,161
未払委託者報酬	1,531,006	1,534,765
未払利息	6	1
その他未払費用	2,992	3,003
流動負債合計	6,648,324	1,588,930
負債合計	6,648,324	1,588,930
純資産の部		
元本等		
元本	84,388,047	88,680,440
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	103,315,008	104,165,818
（分配準備積立金）	54,594,004	52,098,255
元本等合計	187,703,055	192,846,258
純資産合計	187,703,055	192,846,258
負債純資産合計	194,351,379	194,435,188

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）		
	第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	7,679,545	2,521,274
営業収益合計	7,679,545	2,521,274
営業費用		
支払利息	71	104
受託者報酬	54,396	51,161
委託者報酬	1,631,686	1,534,765
その他費用	3,204	3,003
営業費用合計	1,689,357	1,589,033
営業利益又は営業損失（ ）	9,368,902	4,110,307
経常利益又は経常損失（ ）	9,368,902	4,110,307
中間純利益又は中間純損失（ ）	9,368,902	4,110,307
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,216,203	154,806
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	260,403,063	103,315,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,997,820	9,951,391
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,997,820	9,951,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	182,964,814	5,145,080
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	182,964,814	5,145,080

第13期中間計算期間	第14期中間計算期間
自 2021年 9月14日	自 2022年 9月13日
至 2022年 3月13日	至 2023年 3月12日

分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	83,283,370	104,165,818

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 84,388,047口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 88,680,440口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2243円 (10,000口当たり純資産額) (22,243円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1746円 (10,000口当たり純資産額) (21,746円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンド において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一 部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は 運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・ リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 315,631円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンド において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一 部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は 運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・ リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 300,489円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
期首元本額 275,297,777円	期首元本額 84,388,047円
期中追加設定元本額 10,338,726円	期中追加設定元本額 8,534,387円
期中一部解約元本額 201,248,456円	期中一部解約元本額 4,241,994円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第12期 (2022年 9月12日現在)	第13期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	212,050,021	41,527,542
親投資信託受益証券	2,938,941,180	3,765,104,975
未収入金	297,841,359	-
流動資産合計	3,448,832,560	3,806,632,517
資産合計	3,448,832,560	3,806,632,517
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	70,752,735	-

	第12期 (2022年 9月12日現在)	第13期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
未払解約金	402,366,874	7,374,841
未払受託者報酬	933,742	804,776
未払委託者報酬	29,879,711	25,752,871
未払利息	185	37
その他未払費用	55,968	48,226
流動負債合計	503,989,215	33,980,751
負債合計	503,989,215	33,980,751
純資産の部		
元本等		
元本	1,572,283,001	2,178,544,206
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,372,560,344	1,594,107,560
（分配準備積立金）	768,686,439	689,972,267
元本等合計	2,944,843,345	3,772,651,766
純資産合計	2,944,843,345	3,772,651,766
負債純資産合計	3,448,832,560	3,806,632,517

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	402,985,793	203,650,416
営業収益合計	402,985,793	203,650,416
営業費用		
支払利息	2,332	4,419
受託者報酬	857,654	804,776
委託者報酬	27,444,716	25,752,871
その他費用	51,392	48,226
営業費用合計	28,356,094	26,610,292
営業利益又は営業損失（ ）	374,629,699	230,260,708
経常利益又は経常損失（ ）	374,629,699	230,260,708
中間純利益又は中間純損失（ ）	374,629,699	230,260,708
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	20,130,343	10,987,185
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	770,034,179	1,372,560,344
剰余金増加額又は欠損金減少額	204,882,812	593,841,577
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	204,882,812	593,841,577
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,987,742	153,020,838
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	102,987,742	153,020,838
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,226,428,605	1,594,107,560

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第12期 2022年 9月12日現在	第13期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,572,283,001口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,178,544,206口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8730円 (10,000口当たり純資産額) (18,730円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7317円 (10,000口当たり純資産額) (17,317円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 5,358,817円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 5,042,900円</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第12期 2022年 9月12日現在	第13期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
期首元本額	1,972,541,201円	1,572,283,001円
期中追加設定元本額	514,536,135円	784,432,393円
期中一部解約元本額	914,794,335円	178,171,188円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第12期 (2022年 9月12日現在)	第13期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,646,702	9,328,372
親投資信託受益証券	909,856,139	803,346,250
流動資産合計	938,502,841	812,674,622
資産合計	938,502,841	812,674,622
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,767,154	-
未払解約金	124,672	-
未払受託者報酬	239,991	233,300
未払委託者報酬	7,679,814	7,465,619
未払利息	25	8
その他未払費用	14,335	13,938
流動負債合計	26,825,991	7,712,865
負債合計	26,825,991	7,712,865
純資産の部		
元本等		
元本	536,204,411	486,987,407
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	375,472,439	317,974,350
（分配準備積立金）	63,869,433	56,657,887

	第12期 (2022年 9月12日現在)	第13期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
元本等合計	911,676,850	804,961,757
純資産合計	911,676,850	804,961,757
負債純資産合計	938,502,841	812,674,622

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

	第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	85,845,209	15,962,199
営業収益合計	85,845,209	15,962,199
営業費用		
支払利息	480	903
受託者報酬	209,063	233,300
委託者報酬	6,689,926	7,465,619
その他費用	12,482	13,938
営業費用合計	6,911,951	7,713,760
営業利益又は営業損失 ()	78,933,258	23,675,959
経常利益又は経常損失 ()	78,933,258	23,675,959
中間純利益又は中間純損失 ()	78,933,258	23,675,959
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	4,516,944	260,566
期首剰余金又は期首欠損金 ()	171,381,780	375,472,439
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,033,158	11,585,877
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,033,158	11,585,877
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,131,010	45,668,573
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,131,010	45,668,573
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	283,700,242	317,974,350

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第12期 2022年 9月12日現在	第13期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数

	536,204,411口		486,987,407口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7002円	1口当たり純資産額	1.6529円
(10,000口当たり純資産額)	(17,002円)	(10,000口当たり純資産額)	(16,529円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。</p> <p>なお、信託財産からの直接的な支弁は行っていません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,307,024円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。</p> <p>なお、信託財産からの直接的な支弁は行っていません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,453,336円</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第12期 2022年 9月12日現在	第13期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日

期首元本額	457,177,831円	期首元本額	536,204,411円
期中追加設定元本額	143,846,572円	期中追加設定元本額	16,711,653円
期中一部解約元本額	64,819,992円	期中一部解約元本額	65,928,657円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

(1) 中間貸借対照表

(単位:円)

	第12期 (2022年 9月12日現在)	第13期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,956,616	9,104,559
親投資信託受益証券	839,596,941	811,771,774
未収入金	4,682,954	2,892,850
流動資産合計	873,236,511	823,769,183
資産合計	873,236,511	823,769,183
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,324,454	-
未払解約金	4,616,078	3,135,415
未払受託者報酬	242,159	218,491
未払委託者報酬	7,748,924	6,991,557
未払利息	25	8
その他未払費用	14,469	13,047
流動負債合計	31,946,109	10,358,518
負債合計	31,946,109	10,358,518
純資産の部		
元本等		
元本	483,111,351	468,551,098
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	358,179,051	344,859,567
(分配準備積立金)	2,778,921	2,703,502
元本等合計	841,290,402	813,410,665
純資産合計	841,290,402	813,410,665
負債純資産合計	873,236,511	823,769,183

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	49,069,766	4,605,368
営業収益合計	49,069,766	4,605,368
営業費用		
支払利息	737	795
受託者報酬	262,516	218,491
委託者報酬	8,400,563	6,991,557

	第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
その他費用	15,688	13,047
営業費用合計	8,679,504	7,223,890
営業利益又は営業損失()	40,390,262	2,618,522
経常利益又は経常損失()	40,390,262	2,618,522
中間純利益又は中間純損失()	40,390,262	2,618,522
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	8,369,285	657,723
期首剰余金又は期首欠損金()	372,476,947	358,179,051
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,474,705	18,890,899
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,474,705	18,890,899
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,596,650	30,249,584
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,596,650	30,249,584
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	379,375,979	344,859,567

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第12期 2022年 9月12日現在	第13期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 483,111,351口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 468,551,098口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7414円 (10,000口当たり純資産額) (17,414円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7360円 (10,000口当たり純資産額) (17,360円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

<p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,636,195円</p>	<p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,362,811円</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第12期 2022年 9月12日現在	第13期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
<p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日		第13期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	
期首元本額	572,915,871円	期首元本額	483,111,351円
期中追加設定元本額	46,076,610円	期中追加設定元本額	26,531,673円
期中一部解約元本額	135,881,130円	期中一部解約元本額	41,091,926円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

（１）中間貸借対照表

	（単位：円）	
	第13期 (2022年 9月12日現在)	第14期中間計算期間末 (2023年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,935,624	1,843,978
親投資信託受益証券	137,336,782	82,135,817
未収入金	-	4,900,000
流動資産合計	141,272,406	88,879,795
資産合計	141,272,406	88,879,795
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,199,979	4,633,399
未払受託者報酬	49	32
未払委託者報酬	793	629
未払利息	3	1
流動負債合計	2,200,824	4,634,061
負債合計	2,200,824	4,634,061
純資産の部		
元本等		
元本	139,089,086	84,275,106
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	17,504	29,372
（分配準備積立金）	505,198	266,618
元本等合計	139,071,582	84,245,734
純資産合計	139,071,582	84,245,734
負債純資産合計	141,272,406	88,879,795

（２）中間損益及び剰余金計算書

	（単位：円）	
	第13期中間計算期間 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月13日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,514	20,965
その他収益	-	93
営業収益合計	9,514	20,872
営業費用		
支払利息	431	830
受託者報酬	61	32
委託者報酬	573	629
営業費用合計	1,065	1,491
営業利益又は営業損失（ ）	10,579	22,363
経常利益又は経常損失（ ）	10,579	22,363
中間純利益又は中間純損失（ ）	10,579	22,363
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,602	4,336
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,745	17,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,413	9,493
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,413	9,493
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,158	3,334
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,158	3,334

第13期中間計算期間	第14期中間計算期間
自 2021年 9月14日	自 2022年 9月13日
至 2022年 3月13日	至 2023年 3月12日

分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	22,467	29,372

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年 9月13日から2023年 3月12日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 139,089,086口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 84,275,106口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 17,504円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 29,372円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9999円 (10,000口当たり純資産額) (9,999円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9997円 (10,000口当たり純資産額) (9,997円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2022年 9月12日現在	第14期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
期首元本額	95,215,968円	期首元本額 139,089,086円
期中追加設定元本額	223,915,736円	期中追加設定元本額 17,443,009円
期中一部解約元本額	180,042,618円	期中一部解約元本額 72,256,989円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）」は「野村インド株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」は「野村アセアン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」は「野村豪州株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」は「野村タイ株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（マネーボール・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村インド株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,470,519,982
コール・ローン	1,142,624,309
株式	47,880,213,459
流動資産合計	51,493,357,750
資産合計	51,493,357,750
負債の部	
流動負債	

(2023年 3月12日現在)

未払金	801,805,995
未払利息	1,040
外国税引当金	1,643,812,426
流動負債合計	2,445,619,461
負債合計	2,445,619,461
純資産の部	
元本等	
元本	10,028,892,536
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,018,845,753
元本等合計	49,047,738,289
純資産合計	49,047,738,289
負債純資産合計	51,493,357,750

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 引当金の計上基準	外国税引当金 将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。
4. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.8906円
(10,000口当たり純資産額)	(48,906円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2．時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在

	2022年 9月13日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	10,112,559,336円
同期中における追加設定元本額	374,318,367円
同期中における一部解約元本額	457,985,167円
期末元本額	10,028,892,536円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）	10,028,892,536円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村アセアン株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	9,584,767
コール・ローン	8,894,909
株式	836,433,181
未収配当金	707,183
流動資産合計	855,620,040
資産合計	855,620,040
負債の部	
流動負債	
未払利息	8
流動負債合計	8
負債合計	8
純資産の部	
元本等	
元本	316,367,110
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	539,252,922
元本等合計	855,620,032

(2023年 3月12日現在)

純資産合計	855,620,032
負債純資産合計	855,620,040

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7045円
(10,000口当たり純資産額)	(27,045円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	

2023年 3月12日現在

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在

	2022年 9月13日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	368,983,667円
同期中における追加設定元本額	18,927,529円
同期中における一部解約元本額	71,544,086円
期末元本額	316,367,110円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）	316,367,110円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村豪州株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	469,695
コール・ローン	2,348,181
株式	176,003,068
投資証券	11,225,738
未収入金	538,065
未収配当金	2,413,017
流動資産合計	192,997,764
資産合計	192,997,764
負債の部	
流動負債	
未払金	539,291
未払利息	2
流動負債合計	539,293
負債合計	539,293
純資産の部	
元本等	
元本	59,178,717
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	133,279,754
元本等合計	192,458,471
純資産合計	192,458,471
負債純資産合計	192,997,764

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.2522円
(10,000口当たり純資産額)	(32,522円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	

2023年 3月12日現在

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在

2023年 3月12日現在		2022年 9月13日
期首		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		56,812,582円
同期中における追加設定元本額		5,559,663円
同期中における一部解約元本額		3,193,528円
期末元本額		59,178,717円
期末元本額の内訳*		
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）		59,178,717円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村インドネシア株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	8,518,898
コール・ローン	215,479,083
株式	3,558,128,449
派生商品評価勘定	105,543
未収入金	72,629,312
流動資産合計	3,854,861,285
資産合計	3,854,861,285
負債の部	
流動負債	
未払金	89,765,957
未払利息	196
流動負債合計	89,766,153
負債合計	89,766,153
純資産の部	
元本等	
元本	1,558,985,125
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,206,110,007
元本等合計	3,765,095,132
純資産合計	3,765,095,132
負債純資産合計	3,854,861,285

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4151円
(10,000口当たり純資産額)	(24,151円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在	
期首	2022年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,133,894,510円
同期中における追加設定元本額	526,669,778円
同期中における一部解約元本額	101,579,163円
期末元本額	1,558,985,125円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)	1,558,985,125円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村タイ株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	10,787,839
コール・ローン	11,085,780
株式	776,596,641
新株予約権証券	76,836
未収配当金	4,789,082
流動資産合計	803,336,178
資産合計	803,336,178
負債の部	
流動負債	
未払利息	10
流動負債合計	10

(2023年 3月12日現在)

負債合計	10
純資産の部	
元本等	
元本	328,943,678
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	474,392,490
元本等合計	803,336,168
純資産合計	803,336,168
負債純資産合計	803,336,178

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.4422円
(10,000口当たり純資産額)	(24,422円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

新株予約権証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在

	2022年 9月13日
期首	365,462,781円
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	365,462,781円
同期中における追加設定元本額	8,625,313円
同期中における一部解約元本額	45,144,416円
期末元本額	328,943,678円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）	328,943,678円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村フィリピン株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,858,191
コール・ローン	13,947,348
株式	794,242,030
未収配当金	614,117
流動資産合計	814,661,686
資産合計	814,661,686
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,892,850
未払利息	12
流動負債合計	2,892,862
負債合計	2,892,862
純資産の部	
元本等	
元本	291,846,764
剰余金	

(2023年 3月12日現在)

期末剰余金又は期末欠損金（ ）	519,922,060
元本等合計	811,768,824
純資産合計	811,768,824
負債純資産合計	814,661,686

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7815円
(10,000口当たり純資産額)	(27,815円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	

2023年 3月12日現在

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在

	2022年 9月13日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	303,739,578円
同期中における追加設定元本額	13,750,494円
同期中における一部解約元本額	25,643,308円
期末元本額	291,846,764円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）	291,846,764円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2023年 3月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,585,353,485
地方債証券	430,108,576
特殊債券	693,181,559
社債券	100,029,712
未収利息	1,078,438
前払費用	1,742,340
流動資産合計	4,811,494,110
資産合計	4,811,494,110
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,900,000
未払利息	3,265
流動負債合計	4,903,265
負債合計	4,903,265
純資産の部	
元本等	
元本	4,713,519,489
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	93,071,356
元本等合計	4,806,590,845
純資産合計	4,806,590,845
負債純資産合計	4,811,494,110

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年 3月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0197円
(10,000口当たり純資産額)	(10,197円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 3月12日現在	
期首	2022年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	7,673,833,211円
同期中における追加設定元本額	1,523,720,432円
同期中における一部解約元本額	4,484,034,154円
期末元本額	4,713,519,489円
期末元本額の内訳*	

2023年 3月12日現在	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	557,097,594円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	80,549,002円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円

2023年 3月12日現在	
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアC B投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルC B投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円

2023年 3月12日現在	
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円

2023年 3月12日現在	
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	13,042円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	63,772円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円

2023年 3月12日現在

野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
(年3%目標払出)のむらップ・ファンド(普通型)	98,001円
(年6%目標払出)のむらップ・ファンド(普通型)	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
マイライフ・エール(資産成長型)	98,049円
マイライフ・エール(年2%目標払出型)	98,049円
マイライフ・エール(年6%目標払出型)	98,049円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059円

2023年 3月12日現在	
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	1,248,281,712円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	158,756,834円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Kプライス(適格機関投資家専用)	1,941,761,887円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド(為替ヘッジあり)2210(適格機関投資家転売制限付)	478,525,202円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	7,492,405円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

純資産額計算書

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インド・フォーカス)

2023年4月28日現在

資産総額	49,112,771,605円
負債総額	221,524,932円
純資産総額(-)	48,891,246,673円
発行済口数	18,396,478,592口
1口当たり純資産額(/)	2.6576円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

2023年4月28日現在

資産総額	897,463,912円
負債総額	6,008,931円
純資産総額(-)	891,454,981円
発行済口数	505,326,631口
1口当たり純資産額(/)	1.7641円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

2023年4月28日現在

資産総額	185,261,833円
負債総額	396,433円
純資産総額(-)	184,865,400円
発行済口数	88,941,963口

1口当たり純資産額（ / ）	2.0785円
----------------	---------

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2023年4月28日現在

資産総額	3,997,492,410円
負債総額	13,347,072円
純資産総額（ - ）	3,984,145,338円
発行済口数	2,192,216,634口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8174円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2023年4月28日現在

資産総額	795,096,588円
負債総額	2,037,140円
純資産総額（ - ）	793,059,448円
発行済口数	486,409,502口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6304円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2023年4月28日現在

資産総額	803,060,223円
負債総額	1,810,659円
純資産総額（ - ）	801,249,564円
発行済口数	464,534,076口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7248円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2023年4月28日現在

資産総額	84,166,608円
負債総額	37,094円
純資産総額（ - ）	84,129,514円
発行済口数	84,158,990口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9996円

（参考）野村インド株マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	48,793,623,128円
負債総額	1,807円
純資産総額（ - ）	48,793,621,321円
発行済口数	9,975,629,695口
1口当たり純資産額（ / ）	4.8913円

（参考）野村アセアン株マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	897,033,231円
負債総額	7,340,717円
純資産総額（ - ）	889,692,514円
発行済口数	316,940,704口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8071円

（参考）野村豪州株マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	184,493,298円
負債総額	3円
純資産総額（ - ）	184,493,295円
発行済口数	59,222,395口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1153円

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	3,976,198,951円
負債総額	216円
純資産総額（ - ）	3,976,198,735円
発行済口数	1,564,871,311口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5409円

（参考）野村タイ株マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	791,463,564円
------	--------------

負債総額	16円
純資産総額（ - ）	791,463,548円
発行済口数	327,759,555口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4148円

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	799,664,870円
負債総額	15円
純資産総額（ - ）	799,664,855円
発行済口数	288,652,375口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7703円

（参考）野村マネー マザーファンド

2023年4月28日現在

資産総額	4,050,805,128円
負債総額	6,129円
純資産総額（ - ）	4,050,798,999円
発行済口数	3,972,417,396口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0197円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2023年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

< 更新後 >

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

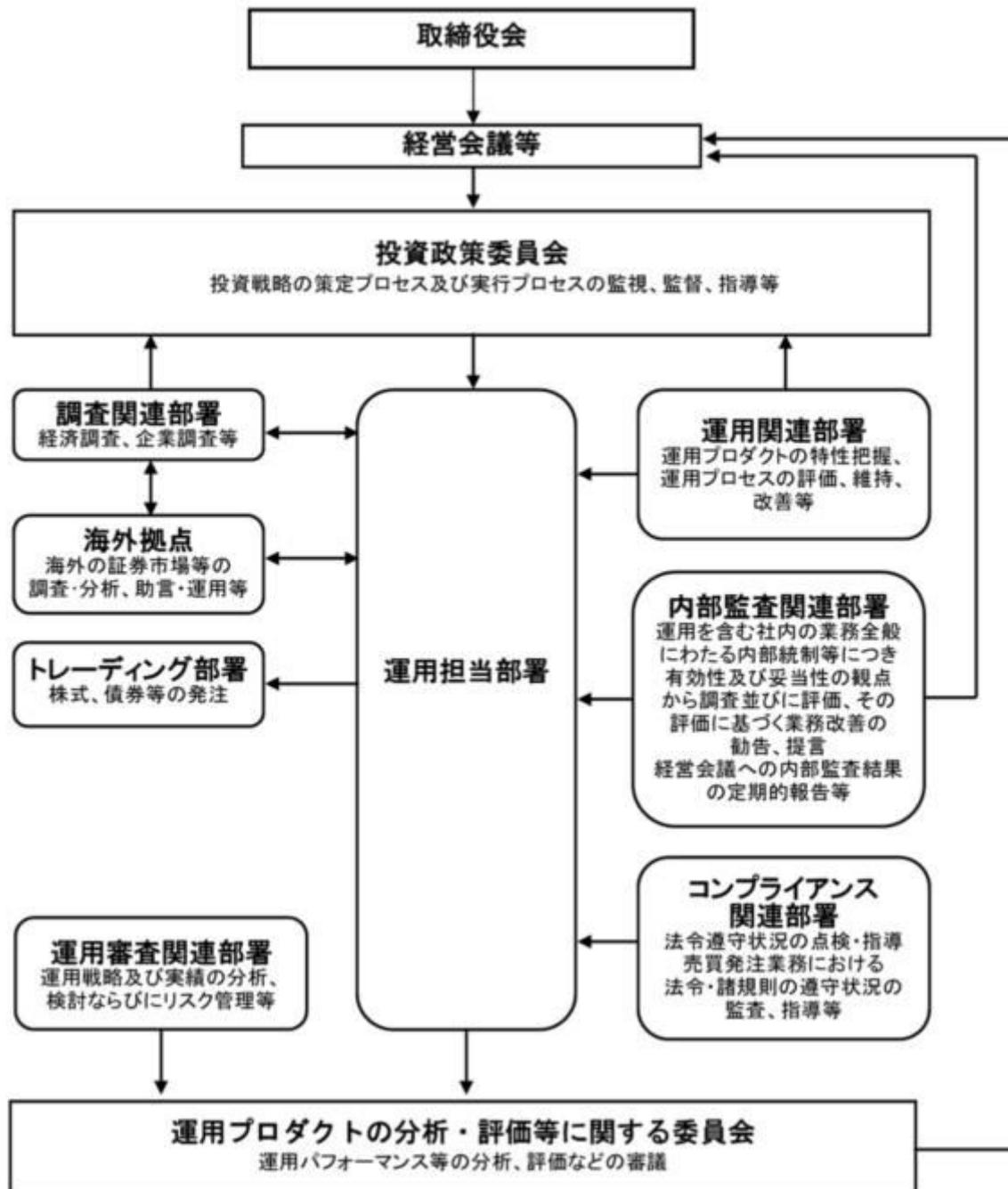
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	997	39,994,963
単位型株式投資信託	195	823,331
追加型公社債投資信託	14	6,075,675
単位型公社債投資信託	476	1,061,590
合計	1,682	47,955,558

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		4,281	2,006
金銭の信託		35,912	35,894
有価証券		30,400	29,300
前払金		-	11
前払費用		167	454
未収入金		632	694
未収委託者報酬		24,499	27,176
未収運用受託報酬		4,347	4,002
短期貸付金		-	1,835
その他		268	57

貸倒引当金			14		15
流動資産計			100,496		101,417
固定資産					
有形固定資産			2,666		1,744
建物	2	1,935		1,219	
器具備品	2	731		525	
無形固定資産			5,429		5,210
ソフトウェア		5,428		5,209	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,487		16,067
投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

		前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金		123	120
未払金		16,948	17,615
未払収益分配金		0	0
未払償還金		8	17
未払手数料		7,256	8,357
関係会社未払金		8,671	8,149
その他未払金		1,011	1,089
未払費用	1	9,171	9,512
未払法人税等		2,113	1,319
前受収益		22	22
賞与引当金		3,795	4,416
その他		-	121
流動負債計		32,175	33,127
固定負債			
退職給付引当金		3,299	3,194
時効後支払損引当金		580	588
資産除去債務		1,371	1,123
固定負債計		5,250	4,905
負債合計		37,425	38,033
(純資産の部)			
株主資本		87,596	86,232
資本金		17,180	17,180
資本剰余金		13,729	13,729
資本準備金		11,729	11,729
その他資本剰余金		2,000	2,000

利益剰余金		56,686		55,322
利益準備金	685		685	
その他利益剰余金	56,001		54,637	
別途積立金	24,606		24,606	
繰越利益剰余金	31,395		30,030	
評価・換算差額等		57		174
その他有価証券評価差額金		57		174
純資産合計		87,654		86,407
負債・純資産合計		125,080		124,440

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		106,355	115,733
運用受託報酬		16,583	17,671
その他営業収益		428	530
営業収益計		123,367	133,935
営業費用			
支払手数料		34,739	39,087
広告宣伝費		1,005	804
公告費		0	0
調査費		24,506	26,650
調査費	5,532		4,867
委託調査費	18,974		21,783
委託計算費		1,358	1,384
営業雑経費		4,149	3,094
通信費	73		72
印刷費	976		918
協会費	88		79
諸経費	3,011		2,023
営業費用計		65,760	71,021
一般管理費			
給料		10,985	12,033
役員報酬	147		229
給料・手当	7,156		7,375
賞与	3,682		4,427
交際費		35	47
旅費交通費		64	65
租税公課		1,121	1,049
不動産賃借料		1,147	1,432
退職給付費用		1,267	1,212
固定資産減価償却費		2,700	2,525
諸経費		10,739	11,190
一般管理費計		28,063	29,556

営業利益			29,542		33,357
------	--	--	--------	--	--------

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,540		3,530	
受取利息		0		10	
金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
経常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	2	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			290		171
当期純利益			26,276		24,904

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本剰余金	利益剰余金		株主
		その他利益剰余金		

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904

株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	1,247
当期末残高	174	174	86,407

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得 した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した 建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年

6．引当金の計上基準

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

8．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9. 連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>
--------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。
未払費用 1,256百万円	未払費用 1,223百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 346百万円	建物 589百万円
器具備品 643	器具備品 618
合計 990	合計 1,207

損益計算書関係

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円
2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 2 ソフトウェア 102 合計 105	2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

- () 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

() 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,176	賞与引当金	1,381
退職給付引当金	1,022	退職給付引当金	990
関係会社株式評価減	784	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	430	未払事業税	285
投資有価証券評価減	428	投資有価証券評価減	110
減価償却超過額	223	減価償却超過額	272
時効後支払損引当金	179	時効後支払損引当金	182
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	135	ゴルフ会員権評価減	92
資産除去債務	425	資産除去債務	348
未払社会保険料	95	未払社会保険料	114
その他	358	その他	84
繰延税金資産小計	5,410	繰延税金資産小計	5,376
評価性引当額	1,530	評価性引当額	1,795
繰延税金資産合計	3,879	繰延税金資産合計	3,581
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	361	資産除去債務に対応する除去費用	233
関係会社株式評価益	80	関係会社株式評価益	81
その他有価証券評価差額金	25	その他有価証券評価差額金	78
前払年金費用	403	前払年金費用	402
繰延税金負債合計	871	繰延税金負債合計	796
繰延税金資産の純額	3,008	繰延税金資産の純額	2,784
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9%
タックスヘイブン税制	1.9%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.5%	外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%
その他	0.3%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自	2020年4月 1日 至 2021年3月31日	自	2021年4月 1日 至 2022年3月31日
期首残高		-		1,371
有形固定資産の取得に伴う増加		1,371		48
資産除去債務の履行による減少		-		296
期末残高		1,371		1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還(*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付 金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息 の受取	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,018円01銭	1株当たり純資産額	16,775円81銭
1株当たり当期純利益	5,101円61銭	1株当たり当期純利益	4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,276百万円	損益計算書上の当期純利益	24,904百万円
普通株式に係る当期純利益	26,276百万円	普通株式に係る当期純利益	24,904百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2022年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,959
金銭の信託		40,970
有価証券		8,000
未収委託者報酬		27,052
未収運用受託報酬		4,915
短期貸付金		1,448
その他		923
貸倒引当金		16
流動資産計		85,253
固定資産		
有形固定資産	1	1,534
無形固定資産		5,483
ソフトウェア		5,482
その他		0
投資その他の資産		15,974
投資有価証券		2,133
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,433
繰延税金資産		1,758
その他		104
固定資産計		22,993
資産合計		108,246

		2022年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,363
未払収益分配金		0
未払償還金		11
未払手数料		8,301
関係会社未払金		3,205
その他未払金	2	842
未払費用		9,504
未払法人税等		1,213
賞与引当金		2,096
その他		226
流動負債計		25,405
固定負債		
退職給付引当金		3,045
時効後支払損引当金		595
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,763
負債合計		30,169
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,860
利益準備金		685
その他利益剰余金		46,175
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,568
評価・換算差額等		307

その他有価証券評価差額金		307
純資産合計		78,077
負債・純資産合計		108,246

中間損益計算書

区分	注記 番号	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
		金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,740
運用受託報酬		9,162
その他営業収益		181
営業収益計		67,085
営業費用		
支払手数料		19,423
調査費		14,540
その他営業費用		2,613
営業費用計		36,577
一般管理費	1	14,575
営業利益		15,931
営業外収益	2	7,366
営業外費用	3	1,574
経常利益		21,723
特別利益	4	30
特別損失	5	49
税引前中間純利益		21,705
法人税、住民税及び事業税		4,322
法人税等調整額		966
中間純利益		16,415

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				株 主
	資本剰余金		利益剰余金		
			その他利益剰余金		

	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	資本 合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当中間期変動額									
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877
中間純利益							16,415	16,415	16,415
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	8,461	8,461	8,461
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,568	46,860	77,770

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当中間期変動額			
剰余金の配当			24,877
中間純利益			16,415
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	132	132	132
当中間期変動額合計	132	132	8,329
当中間期末残高	307	307	78,077

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6年
附属設備	6～15年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬</p> <p>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬</p> <p>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
8. 消費税等の会計処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p>

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

[追加情報]

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2022年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,577百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

		自 2022年4月 1日
		至 2022年9月30日
1	減価償却実施額	
	有形固定資産	210百万円
	無形固定資産	992百万円
2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	6,933百万円
3	営業外費用のうち主要なもの	
	金銭の信託運用損	1,439百万円
	時効後支払損引当金繰入	7百万円
4	特別利益の内訳	
	投資有価証券等売却益	10百万円
	株式報酬受入益	19百万円
5	特別損失の内訳	
	投資有価証券等売却損	16百万円
	固定資産除却損	33百万円

中間株主資本等変動計算書関係

		自 2022年4月 1日										
		至 2022年9月30日										
1	発行済株式に関する事項											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計期間末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,150,693株</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,150,693株</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末								
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株								
2	配当に関する事項											
	配当金支払額											
	2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。											
	・普通株式の配当に関する事項											
	(1) 配当金の総額	24,877百万円										
	(2) 1株当たり配当額	4,830円										
	(3) 基準日	2022年3月31日										
	(4) 効力発生日	2022年6月30日										

金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	40,970	40,970	-

資産計	40,970	40,970	-
(2)その他（デリバティブ取引）	74	74	-
負債計	74	74	-

（注1） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	10,260
組合出資金等	1,898
合計	12,159

（ ）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	40,970	-	40,970
資産計	-	40,970	-	40,970
デリバティブ取引（通貨関連）	-	74	-	74
負債計	-	74	-	74

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2022年9月30日）

1．売買目的有価証券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2022年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	8,000	8,000	-
小計	8,000	8,000	-
合計	8,000	8,000	-

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,371	-	74	74

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
委託者報酬	57,740百万円
運用受託報酬	8,912百万円
成功報酬（注）	250百万円
その他営業収益	181百万円
合計	67,085百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日

1株当たり純資産額 15,158円67銭

1株当たり中間純利益 3,187円11銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,415百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,415百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2023年3月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2023年3月末現在

(3) 運用の委託先

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法 (The Securities & Futures Act) 及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。

* 2022年9月末現在

2 関係業務の概要

<更新後>

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3 資本関係

< 訂正前 >

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

—

—

< 訂正後 >

(2022年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)の株式の100.0%を保有しています。

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原	尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村	健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水永	真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財

務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。